

豊橋市視聴覚教育センター

Toyohashi Audio-visual Education Center

豊橋市地下資源館

Toyohashi Museum of Natural Resources

年報

平成30年度

ANNUAL REPORT OF THE
TOYOHASHI AUDIO-VISUAL EDUCATION CENTER
TOYOHASHI MUSEUM OF NATURAL RESOURCES
2018-2019

豊橋市役所教育部
科学教育センター

はじめに

平成30年度、視聴覚教育センターは開館45年、地下資源館は開館39年を迎えました。

これまでインターネット上の広報ツールは、ホームページのみでしたがブログ、フェイスブック、インスタグラム、ツイッターといったSNSによる情報発信を始めました。また、図書コーナーの設置や夏休みなど期間限定の飲食ができる休憩スペースを設置して利用者に長時間滞在していただける環境整備に努めました。

事業においては、市内の小学4年生を対象とした、わくわく体験活動での実験学習、プラネタリウム学習や展示学習による児童の科学能力の向上に取り組みました。ワークショップ、ICT講座、ゆめたまご科学講座などを通じて市民への科学情報等の提供に努めました。また、サイエンスボランティアと協働して「おもしろサイエンスの日」、や星空観察会などを開催しました。

今後ともサイエンスボランティアや大学、地元企業の皆様の協力を得ながら、子どもから大人まで楽しめる魅力ある行事を開催し、みんなの科学基地として自然科学を学ぶ機会の充実を図ってまいります。ここに平成30年度年報を作成いたしましたのでご覧の上ご指導いただければ幸いです。

令和元年9月

豊橋市役所教育部科学教育センター

豊橋市視聴覚教育センター

豊橋市地下資源館

目 次

はじめに

I 管理運営概要

1. あゆみ	1
2. 視聴覚教育センター施設概要	4
3. 地下資源館施設概要	5
4. 職員	6
5. 平成30年度決算	6
6. 利用状況	12
7. 主要事業の実績	18

II 事業概要

1. わくわく体験活動	20
2. 資源をくらしに生かす創意工夫展	21
3. 企画展「電気のふしぎ」	22
4. サイエンス講座	23
5. 視聴覚教育センター事業一覧	24
6. 地下資源館事業一覧	25

その他

- ・ 豊橋市視聴覚教育センター条例
- ・ 豊橋市視聴覚教育センター条例施行規則
- ・ 豊橋市地下資源館条例
- ・ 豊橋市地下資源館条例施行規則

I 管理運営概要

1. あゆみ

年 月 日	事 柄
昭和48年10月13日	視聴覚教育センター起工式
昭和49年 8月31日	視聴覚教育センター工事竣工
10月 9日	視聴覚教育センター開館 初代プラネタリウム 五藤光学「GM-15-A Tモリソン型」
11月14日	小学校（6年）計画学習開始
11月17日	プラネタリウム一般投映開始（毎週日曜日：3回）
昭和50年 1月14日	中学校（2年）計画学習開始
昭和53年 8月 3日	常陸宮殿下・妃殿下ご来館
昭和54年 7月11日	地下資源館起工式
昭和55年 7月31日	地下資源館工事竣工
11月 1日	地下資源館開館
11月 6日	視聴覚教育全国大会開催（2日間）
昭和56年10月 7日	地下資源館を公立博物館として登録
昭和56年	企画展「洞くつ展」開催
昭和57年	企画展「省資源・省エネルギー展」開催
昭和58年	視聴覚教育センター開館10周年（日時計等の寄贈を受ける） 企画展「セラミックスの科学展」開催
昭和59年10月19日	資源をくらしに生かす創意工夫展開始
昭和59年	企画展「地質図展」開催
昭和60年 7月28日	親子映画会開始（科学映画会をリニューアル「宇宙大戦争」）
昭和60年	企画展「資源を探る科学展」開催
昭和61年10月18日	子どものための科学展開始
昭和62年	企画展「新しい材料の科学展」開催
平成 2年 4月 7日	プラネタリウムリニューアルオープニングセレモニー 2代目プラネタリウム ミノルタ「インフィニウムβ 一球型+惑星投映機」 座席及びスクリーンも改修
平成 2年	プラネタリウム一般投映拡大（祝日：3回、土曜日：1回） 研修用コンピュータ21台設置（教育工学室）
平成 4年	第2土曜日が学校休業日となり「紙すき教室」、「切り絵教室」などのワークショップを新たに実施
平成 6年	教育会館が完成：教材、機材の貸し出し、教員の研修・研究活動などの業務を移管 「麦笛ひろば東」設置 企画展「郷土の貝展」開催 計画学習が小学校のみに（中学は希望学習に）
平成 7年	プラネタリウム一般投映拡大（平日：1回、土曜日：3回） 企画展「郷土のミニ自然展」開催
平成 8年	企画展「宮沢賢治と鉱物展」開催
平成 9年 6月24日	新収標本「世界最大のトパーズ原石」納入
平成 9年	プラネタリウムにビデオ映像システムを設置
平成11年 5月 9日	いきいきパスポート（現：ほの国こどもパスポート）開始
平成12年 4月 1日	地下資源館が学校教育課から自然史博物館（課）へ所管替え
平成12年 7月 8日	地下資源館ホームページ開設
平成12年	地下資源館開館20周年特別企画展「宝石になった鉱物」開催
平成14年	計画学習6年生から4年生へ移行
平成15年	企画展「小柴昌俊博士ノーベル賞神岡鉱山展」開催 企画展「原石と宝石展」開催 収蔵資料紹介展「砂コレクション」開催

年 月 日	事 柄
平成16年	科学巡回展「電気と光のおもしろ実験工房」開催 ミニ展示「美しい石のかげらたち」開催 「小柴記念賞コーナー」設置 収蔵資料紹介展「水晶の世界」開催 巡回展「毛利宇宙飛行士の部屋展」開催
平成17年	計画学習を「わくわく体験活動」と名称変更「郷土社会学習」との選択制へ 企画展「パワーストーン 石のひみつ」開催 科学巡回展「科学市場」開催 ミニ展示「日本の鉱物」「電気をつくろう」開催
平成18年	サイエンス・ボランティア発足 企画展「あなたもできる科学マジック」開催
平成19年	企画展「地球からのプレゼント 誕生石の産状と原石」開催
平成20年	企画展「国際宇宙ステーション 宇宙から地球をさぐる」開催 企画展「わたしの実験ショウタイム」開催 学習支援展示「どんぐり展」開催
平成21年	企画展「国際宇宙ステーション 宇宙から地球をさぐる」開催 企画展「実験ショー☆パラダイス」開催 企画展「太陽とこれからのエネルギー」開催 わくわく科学講座「電気工作教室」開催
平成22年 2月 5日	地下資源館屋上に太陽光発電システム設置
平成22年 4月 1日	視聴覚教育センターが学校教育課から自然史博物館（課）へ所管替え
平成22年	企画展「もったいない 地上の地下資源とエネルギー」開催 企画展「実験ショー☆パラダイス2010」開催 「電気工作クラブ」「科学実験クラブ」「天文クラブ」スタート
平成23年11月 5日	プラネタリウムリニューアル 3代目プラネタリウム 五藤光学「パンドラ・ハイブリッド 一球型+デジタル」
平成23年	企画展「実験ショー☆パラダイス2011」開催
平成24年 4月 1日	地下資源館と視聴覚教育センターを所管する新しい課「科学教育センター」新設、旧所管課の自然史博物館は教育部から新設の総合動植物園部へと機構改革
平成24年11月 3日	プラネタリウムオリジナル番組「宇宙エレベーター 2061豊橋から宇宙の旅」公開
平成24年	巡回展「月～もっとも身近な天体」開催 企画展「実験ショー☆パラダイス2012」開催
平成25年 1月 2日	「二川ぐるっとスタンプラリー」開始
平成25年	企画展「実験ショー☆パラダイス2013」開催 企画展「ジャンボすごろくで体感！日本の宇宙科学の歴史と未来」開催
平成26年 3月28日	小型風力発電装置（2台）設置
平成26年	企画展「実験ショー☆パラダイス2014」開催 視聴覚教育センター開館40周年「サイエンス講座 & ICT講座」開催 企画展「宇宙ペーパークラフト大集合」開催 視聴覚教育センタートイレ等改修（洋式化、多目的、授乳室）
平成27年	企画展「実験ショー☆パラダイス2015」開催 科学巡回展「太陽のふしぎ」開催
平成28年 2月 7日	地下資源館開館35周年記念「天野浩先生講演会：世界を照らすLED」（穂の国芸術劇場プラット主ホール）

年 月 日	事 柄
平成28年 3月27日	サイエンスイベント「視聴覚教育センター withサイエンサー」開催
平成28年	巡回展「電気の道」開催 市政施行110周年記念事業「星空キャラバン隊」開催 市民提案イベント「スティーロパンコンサート」開催 名古屋大学出前授業開催
平成29年 3月24日	館内に公衆無線LAN整備
平成29年	企画展「実験ショー☆パラダイス2017」開催 名古屋大学出前授業開催 豊橋技術科学大学出前授業開催 謎解きフタガワCODE開催
平成30年 5月 5日	SNS（ブログ、フェイスブック、インスタグラム）開始
平成30年 7月24日	第3研修室に図書コーナーの設置
平成30年	企画展「電気のふしぎ」開催（令和元年9月まで） 名古屋大学出前授業開催 豊橋技術科学大学出前授業開催 謎解きフタガワCODE開催
令和元年7月11日	視聴覚教育センター展示フロアにエアコン設置
令和元年7月19日	AR体験コーナー設置



平成30年5月9日 ドローンによる撮影

2. 視聴覚教育センター施設概要

所在地 豊橋市大岩町字火打坂19の16
 開設 昭和49年10月9日
 敷地面積 13,291㎡
 建物延面積 3,293.265㎡
 構造 鉄筋コンクリート造2階建（一部地下1階）
 プラネタリウム（15mドーム）併設
 工期 昭和48年10月13日着工、昭和49年8月31日しゅん工
 事業費 43,593万円
 主な施設

室名	面積(㎡)	室数	収容人員(人)	室名	面積(㎡)	室数	収容人員(人)
コントロールルーム	234	2		展示フロアー	225	1	
視聴覚ライブラリー				事務室	54	1	
教材制作室	12	1		保健室	15	1	
制作室	38	1		プラネタリウム	177	1	167
第1研修室（講堂）	372	1	240	教育工学室	169	1	56
第2研修室	138	1	90	実験室	416	4	各48
第3研修室	103	1	60	実験準備室	154	2	

開館時間(又は使用時間) 午前9時から午後4時30分まで

事業の概要

(1) 学習活動

児童を対象にして、わくわく体験活動（理科実験活動）を行う。

(2) 研修、研究活動

教職員及び社会教育指導者の資質と指導力の向上を図るため、計画的・自主的な研修、研究の場として活用する。

(3) 情報提供活動

教育の内容を豊かにし、教育活動を高めるために情報を提供する。

(4) 一般市民学習活動

一般市民に開放し、プラネタリウム観覧や科学展示品の操作等、楽しみながら学習する場として活用する。

使用料

区 分	時 間	午前	午後	全日
		午前9時 ～正午	午後1時 ～4時	午前9時 ～午後4時
第1研修室(講堂)		5,800円	5,800円	11,600円
第2研修室		2,890円	2,890円	5,780円
第3研修室		1,950円	1,950円	3,900円

*平成31年4月1日現在の金額

区 分	時 間	午前	午後	全日
		午前9時 ～正午	午後1時 ～4時	午前9時 ～午後4時
第1研修室(講堂)		5,900円	5,900円	11,800円
第2研修室		2,940円	2,940円	5,880円
第3研修室		1,980円	1,980円	3,960円

*令和元年（平成31年）10月1日からの金額

区 分	プラネタリウム観覧料 (1人1回)		個人利用において学齢に達しない者は、保護者1人につき1人に限り無料。 ※東三河広域連合が実施する「ほの国こどもパスポート事業」の対象者は無料。
	個人利用	団体利用 (30人以上)	
大 人	300円	240円	
小人(中学生以下)	100円	80円	

3. 地下資源館施設概要

所在地 豊橋市大岩町字火打坂19の16
開設 昭和55年11月1日
敷地面積 2,200㎡
建物延面積 2,007.97㎡
構造 鉄筋コンクリート(地上1階 地下1階)
事業費 715,600千円
主な施設 1階:事務室、展示室、世界の鉱物鉱石展示室
開館時間 午前9時から午後4時30分まで
展示の概要

1階	<ul style="list-style-type: none"> ・中国、アメリカ、オーストラリアをはじめ、世界各国の鉱物、鉱石を展示する「世界の鉱物・鉱石展示室」 ・地下資源はどういうもので、どのようにしてさがしたり、掘り出すか。また、地下資源の現況を知るコーナー ・金属資源の精錬、製品化の過程や利用などを知るコーナーなど
地下1階	<ul style="list-style-type: none"> ・石灰岩、石炭、石油をはじめとする非金属資源の掘り出し方、精錬、製品化の過程や利用などを知るコーナー ・未来の資源・エネルギーにはどんなものがあり、それをどこに求めるか。また、省資源についての認識を深め、展示学習のまとめをするコーナーなど

4. 職員

科学教育センター（平成31年3月31日現在）

役職名		氏名
事務長		河合俊夫
事務長補佐		森下昌弘
所長	学芸員(嘱託員)	家田健吾
事業推進グループ	学芸員	豊増伸治
	学芸員	栗橋 潤
	主事	岩田庸宏
	嘱託員	鈴木啓之
	嘱託員	縣 章子

5. 平成30年度決算

歳入

単位：円

費目	予算現額	決算見込	内 訳
観覧料等	5,800,000	3,423,350	プラネ 3,303,540円 施設使用料 119,810円
諸使用料	10,000	17,323	無線設備敷地使用料12,396円 飲料水敷地使用料 427円 電柱敷地使用料3,000円（西日本電信電話）・1,500円（ティーズ）
講座等収入	587,000	464,750	
地下資源館	522,500	316,600	万華鏡70,800円(@100×708)、糸電話42,100円(@100×421)、浮沈子15,000円(@100×150)、マグネシウム電池12,000円(@1,500×8)、ヒコキ大研究6,400円(@1,600×4)、スカイクリュー35,400円(@300×118)、ハタハタ飛行機5,000円(@500×10)、レモン電池9,600円(@800×12)、ソーラー工作34,500円(@2,300×15)、ホットを作ろう19,200円(2,400×8)、コム飛行機46,800円(@400×117)、風船ヘリコプター11,800円(@200×59)、LED工作8,000円(2,000円×4)
視聴覚教育センター	64,500	148,150	科学実験クラブ 48,000円(@2,000×24)、星座早見盤12,650円(@550円×23)、天体望遠鏡87,500円(@2500×35)
広告料収入	5,000	1,380	7月 850円 2月 530円
電話収入	1,000	250	250円
行政財産目的外使用等収入	90,000	134,119	
地下資源館	12,000	14,362	光熱水費収入
視聴覚教育センター	81,600	119,757	光熱水費収入
合計	6,493,000	4,041,172	

歳出

【視聴覚教育センター】科学教育施設費

単位：円

費目	当初予算額	補正・流用	現計予算額	決算見込額	不用額
科学教育センター施設管理事業費					
視聴覚教育センター施設管理事業費	14,191,000		14,191,000	13,416,299	774,701
報酬	3,620,000		3,620,000	3,619,200	800
共済費	594,000		594,000	593,314	686
賃金	1,059,000		1,059,000	1,051,000	8,000
需用費	4,015,000		4,015,000	3,762,695	252,305
消耗品費	273,000		273,000	245,441	27,559
燃料費	2,000		2,000		2,000
印刷製本費	15,000		15,000	14,700	300
光熱水費	2,742,000	▲ 24,000	2,718,000	2,496,264	221,736
修繕料	980,000	24,000	1,004,000	1,003,320	680
医薬材料費	3,000		3,000	2,970	30
役務費	392,000		392,000	317,398	74,602
委託料	4,297,000		4,297,000	3,946,220	350,780
使用料及び賃借料	192,000		192,000	109,282	82,718
工事請負費					
原材料費	20,000		20,000	15,840	4,160
備品購入費					
負担金、補助及び交付金	2,000		2,000	1,350	650
公課費					

【地下資源館】科学教育施設費

単位：円

費目	当初予算額	補正・流用	現計予算額	決算見込額	不用額
科学教育センター施設管理事業費					
地下資源館施設管理事業費	15,694,000		15,694,000	14,775,098	918,902
報酬					
共済費	5,000		5,000	4,606	394
賃金	1,541,000		1,541,000	1,533,930	7,070
報償費					
旅費					
需用費	5,181,000		5,181,000	4,987,347	193,653
消耗品費	245,000		245,000	199,615	45,385
燃料費	60,000		60,000	55,990	4,010
食糧費					
印刷製本費					
光熱水費	3,393,000	▲ 45,000	3,348,000	3,204,470	143,530
修繕料	1,483,000	45,000	1,528,000	1,527,272	728
医薬材料費					
役務費	240,000		240,000	210,005	29,995
委託料	5,707,000		5,707,000	5,107,438	599,562
使用料及び賃借料					
工事請負費					
原材料費	10,000		10,000	7,530	2,470
備品購入費	3,000,000		3,000,000	2,915,622	84,378
負担金、補助及び交付金	1,000		1,000	420	580
公課費	9,000		9,000	8,200	800

【 視聴覚教育センター】 科学教育推進費

単位:円

費目	当初予算額	補正・流用	現計予算額	決算見込額	不用額
科学教育センター事業費					
視聴覚教育センター事業費	18,158,000	400	18,158,400	18,105,336	53,064
報酬	5,511,000		5,511,000	5,510,400	600
共済費	904,000	400	904,400	904,375	25
賃金					
報償費	91,000		91,000	91,000	
旅費	40,000		40,000		40,000
需用費	937,000		937,000	925,209	11,791
消耗品費	472,000	▲ 11,000	461,000	454,209	6,791
燃料費					
食糧費					
印刷製本費	465,000	11,000	476,000	471,000	5,000
光熱水費					
修繕料					
医薬材料費					
役務費					
委託料	7,506,000		7,506,000	7,506,000	
使用料及び賃借料	3,159,000		3,159,000	3,158,352	648
工事請負費					
原材料費					
備品購入費					
負担金, 補助及び交	10,000		10,000	10,000	
公課費					

【地下資源館】科学教育推進費

単位：円

費目	当初予算額	補正・流用	現計予算額	決算見込額	不用額
科学教育センター事業費					
地下資源館事業費	15,694,000		15,694,000	14,775,098	918,902
報酬					
共済費	5,000		5,000	4,606	394
賃金	1,541,000		1,541,000	1,533,930	7,070
報償費					
旅費					
需用費	5,181,000		5,181,000	4,987,347	193,653
消耗品費	245,000		245,000	199,615	45,385
燃料費	60,000		60,000	55,990	4,010
食糧費					
印刷製本費					
光熱水費	3,393,000	▲ 45,000	3,348,000	3,204,470	143,530
修繕料	1,483,000	45,000	1,528,000	1,527,272	728
医薬材料費					
役務費	240,000		240,000	210,005	29,995
委託料	5,707,000		5,707,000	5,107,438	599,562
使用料及び賃借料					
工事請負費					
原材料費	10,000		10,000	7,530	2,470
備品購入費	3,000,000		3,000,000	2,915,622	84,378
負担金、補助及び交付金	1,000		1,000	420	580
公課費	9,000		9,000	8,200	800

科学教育センター全体決算見込み

単位：円

	科学教育センター施設管理事業費			科学教育センター事業費		合計
	職員人件費	視聴覚教育センター施設管理事業費	地下資源館施設管理事業費	視聴覚教育センター事業費	地下資源館事業費	
報酬		3,619,200		5,510,400		9,129,600
給料	19,716,996					19,716,996
職員手当等	12,218,111					12,218,111
共済費	6,449,357	593,314	4,606	904,375	200	7,951,852
賃金		1,051,000	1,533,930		60,860	2,645,790
報償費				91,000	134,600	225,600
旅費					61,340	61,340
需用費		3,762,695	4,987,347	925,209	1,116,568	10,791,819
消耗品費		245,441	199,615	454,209	1,054,568	1,953,833
燃料費			55,990			55,990
食糧費					5,000	5,000
印刷製本費		14,700		471,000	57,000	542,700
光熱水費		2,496,264	3,204,470			5,700,734
修繕料		1,003,320	1,527,272			2,530,592
医薬材料費		2,970				2,970
役務費		317,398	210,005			527,403
委託料		3,946,220	5,107,438	7,506,000		16,559,658
使用料及び賃借料		109,282		3,158,352	160,905	3,428,539
工事請負費						
原材料費		15,840	7,530			23,370
備品購入費			2,915,622		16,472	2,932,094
負担金、補助及び交付金		1,350	420	10,000	40,000	51,770
公課費			8,200			8,200
合計	38,384,464	13,416,299	14,775,098	18,105,336	1,590,945	86,272,142

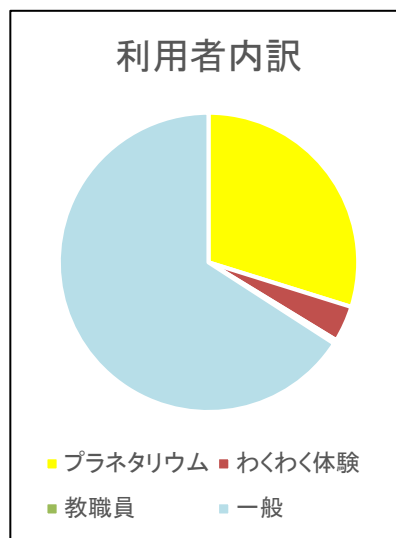
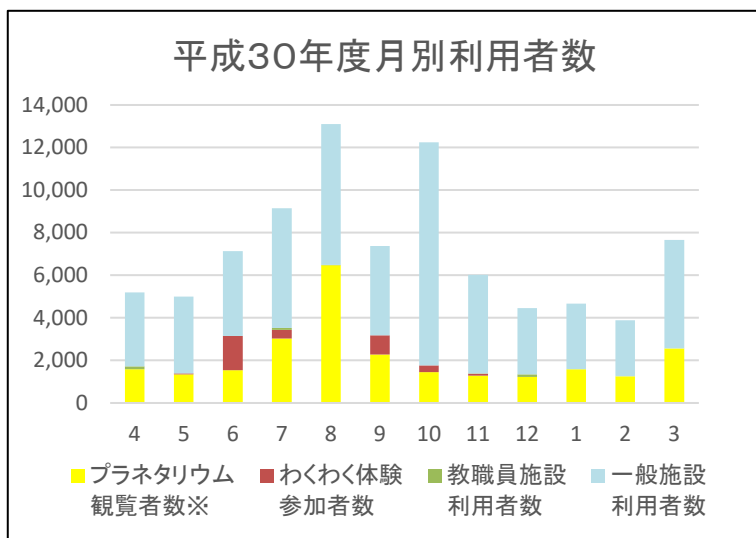
6. 利用状況

(1) 地下資源館・視聴覚教育センター月別利用状況

(単位：人)

	プラネタリウム 観覧者数※	わくわく体験 参加者数	教職員施設 利用者数	一般施設 利用者数	合計
4	1,589		130	3,481	5,200
5	1,349	35		3,608	4,992
6	1,535	1,616		3,976	7,127
7	3,036	399	90	5,628	9,153
8	6,466		25	6,615	13,106
9	2,284	888		4,207	7,379
10	1,445	314		10,484	12,243
11	1,277	96	10	4,644	6,027
12	1,227		110	3,127	4,464
1	1,588			3,074	4,662
2	1,248			2,636	3,884
3	2,567			5,090	7,657
計	25,611	3,348	365	56,570	85,894
割合	29.8%	3.9%	0.4%	65.9%	100.0%

※このプラネタリウム観覧者数にはわくわく体験でのプラネタリウム観覧を含まず。



(2) 視聴覚教育センター・地下資源館 年度別利用状況

※平成22年度までの統計は視聴覚教育センター分として公表してきたもの。平成23年度からは、視聴覚教育センター入館者数（下表の「計」）と地下資源館入館者数を同数とする。

(単位：人)

年度	学 習	一般・研修等	プラネタリウム※	計	月平均
49	8,366	10,030	9,111	27,507	4,585
50	9,610	16,494	11,048	37,152	3,096
51	9,797	23,060	14,515	47,372	3,948
52	10,635	20,346	15,001	45,982	3,832
53	11,434	23,104	18,518	53,056	4,421
54	10,615	27,968	16,756	55,339	4,612
55	9,977	27,268	19,930	57,175	4,765
56	10,881	24,567	25,456	60,904	5,075
57	11,113	19,788	25,141	56,042	4,670
58	11,328	18,679	23,666	53,673	4,473
59	12,027	20,072	22,281	54,380	4,532
60	12,416	19,016	24,130	55,562	4,630
61	11,938	28,023	18,872	58,833	4,903
62	11,908	30,586	18,355	60,849	5,071
63	11,223	22,184	16,704	50,111	4,176
元年	10,740	28,744	11,539	51,023	4,252
2	10,121	25,101	31,554	66,776	5,565
3	10,056	24,174	27,101	61,331	5,111
4	9,512	29,351	28,012	66,875	5,573
5	9,345	26,046	23,978	59,369	4,947
6	4,568	31,316	27,472	63,356	5,280
7	4,610	34,822	28,933	68,365	5,697
8	4,539	33,396	24,216	62,151	5,179
9	4,522	37,042	22,915	64,479	5,373
10	4,241	30,059	22,026	56,326	4,694
11	4,141	34,895	20,167	59,203	4,934
12	4,140	41,843	21,796	67,779	5,648
13	3,968	41,696	22,501	68,165	5,680
14	3,605	35,212	21,174	59,991	4,999
15	3,869	37,392	27,636	68,897	5,741
16	3,945	39,451	30,654	74,050	6,171
17	3,986	39,263	23,898	67,147	5,596
18	3,900	39,355	26,942	70,197	5,850
19	3,270	42,480	27,300	73,050	6,088
20	3,492	41,932	24,245	69,669	5,806
21	3,277	43,119	30,043	76,439	6,370
22	3,614	43,916	24,400	71,930	5,994
23	3,403	71,901	29,983	105,287	8,774
24	3,823	68,168	27,715	99,706	8,309
25	3,589	61,533	25,240	90,362	7,530
26	3,268	65,421	27,545	96,234	8,020
27	3,280	62,409	22,232	87,921	7,327
28	3,511	61,572	22,628	87,711	7,309
29	3,648	56,764	21,768	82,180	6,848
30	3,348	56,935	25,611	85,894	7,158
前年比	-8.2%	0.3%	17.7%	4.5%	4.5%
平均	6,858	35,922	22,905	65,684	5,525

※このプラネタリウム観覧者数にはわくわく体験でのプラネタリウム観覧を含まず。

(3) 地下資源館 年度別利用状況（昭和55年度～平成22年度）

※地下資源館は視聴覚教育センターと接続した建物であり、一体的運営をしていることから、平成23年度から前ページのとおり統計を一本化した。

(単位：人)

年度	個人	団体	わくわく体験	計	月平均
55	30,291	8,625	2,366	41,282	8,256
56	47,329	17,812	10,221	75,362	6,280
57	36,098	17,660	10,594	64,352	5,363
58	33,891	11,882	10,943	56,716	4,726
59	41,899	12,502	11,251	65,652	5,471
60	44,652	11,727	11,977	68,356	5,696
61	35,735	11,350	11,859	58,944	4,912
62	43,833	8,553	11,609	63,995	5,333
63	33,254	8,169	10,947	52,370	4,364
元	30,848	4,744	10,740	46,332	3,861
2	48,645	6,624	10,121	65,390	5,449
3	38,754	7,494	10,056	56,304	4,692
4	39,631	6,238	9,512	55,381	4,615
5	39,264	5,417	9,345	54,026	4,502
6	40,104	4,739	4,568	49,411	4,118
7	42,762	6,157	4,610	53,529	4,461
8	32,258	4,711	4,539	41,508	3,773
9	37,568	5,228	4,522	47,318	3,943
10	40,014	5,084	4,241	49,339	4,112
11	36,905	4,086	4,141	45,132	3,761
12	39,094	4,152	4,140	47,386	3,949
13	39,950	5,225	3,968	49,143	4,095
14	35,765	3,730	3,605	43,100	3,592
15	41,464	3,785	3,869	49,118	4,093
16	45,784	3,293	3,602	52,679	4,390
17	39,935	2,637	2,590	45,162	3,764
18	46,570	3,518	2,815	52,903	4,409
19	44,578	4,106	1,910	50,594	4,216
20	43,000	4,162	2,657	49,819	4,152
21	47,821	3,375	2,234	53,430	4,453
22	44,575	3,022	2,236	49,833	4,153

(4) プラネタリウム利用状況

単位：人

	有 料 個 人				有 料 団 体			無 料 (個人、団体)			わくわく、講座等			投 映 回 数	合 計	わくわく 参 加 者 数 (引 率 含)
	大 人	小 人	シルバ ー	小 計	大 人	小 人	小 計	大 人	小 人	小 計	大 人	小 人	小 計			
4	649	179		828				89	672	761				52	1,589	
5	422	128		550	92		92	103	564	667	42	33	75	45	1,384	35
6	480	123	22	625	15	54	69	93	748	841	82	1,534	1,616	72	3,151	1,616
7	1,114	380	41	1,535	6	42	48	223	1,230	1,453	19	380	399	57	3,435	399
8	2,595	1,081	100	3,776				160	2,530	2,690				87	6,466	
9	928	259	31	1,218				106	845	951	56	947	1,003	63	3,172	888
10	463	121	22	606	4	136	140	69	601	670	16	327	343	49	1,759	314
11	572	149	16	737				97	417	514	6	116	122	50	1,373	96
12	500	147	34	681				50	496	546				47	1,227	
1	609	110	16	735				60	707	767	7	79	86	52	1,588	
2	452	100	13	565				119	552	671	4	8	12	38	1,248	
3	929	322	39	1,290				161	1,116	1,277				62	2,567	
計	9,713	3,099	334	13,146	117	232	349	1,330	10,478	11,808	232	3,424	3,656	674	28,959	3,348
前年	8,433	2,125	-	10,558	181	88	269	1,634	8,953	10,587	212	3,790	4,002	665	25,416	3,648
対比	15.2%	45.8%	皆増	24.5%	-35.4%	163.6%	29.7%	-18.6%	17.0%	11.5%	9.4%	-9.7%	-8.6%	1.4%	13.9%	-8.2%

※シルバー（市内在住70歳以上）6月より無料→100円
一般観覧者数(わくわくを除く)

年度	合計	平均
30	25,611	43.0
29	21,768	38.2
増減	3,843	4.7

(5) プラネタリウム作品別実績（一般投映分：特別投映を除く）

平成30年度

作品名	入場者数	順位	投影回数	平均	順位
ドラえもん	9,076人	1位	121回	75.0人	1位
ポケットモンスター	5,508人	2位	81回	68.0人	2位
くまのがっこう	472人	10位	7回	67.4人	3位
しまじろう	1,365人	4位	29回	47.1人	4位
忍たま乱太郎	1,151人	5位	36回	32.0人	5位
はやぶさ2	850人	7位	27回	31.5人	6位
アンパンマン	1,400人	3位	45回	31.1人	7位
宇宙エレベーター	723人	9位	29回	24.9人	8位
宇宙へのパスポート	155人	13位	7回	22.1人	9位
地球外生命を求めて	299人	11位	15回	19.9人	10位
火星大接近	816人	8位	51回	16.0人	11位
Feel the Earth	1,047人	6位	94回	11.1人	12位
時間空間を超える小宇宙	180人	12位	49回	3.7人	13位
合計	23,042人		591回	39.0人	

前年1位

プラネタリアン	788人	8位	14回	56.3人	1位
しまじろう	4,764人	1位	89回	53.5人	3位
スペースネクスト	1,325人	5位	100回	13.3人	12位

(6) 視聴覚教育センター施設利用状況

区分	1室当り コマ数	第一研修室		第二研修室		第三研修室		備考
		有料	無料	有料	無料	有料	無料	
4月	52	3	2	3	10		8	
5月	52				16		3	わくわく体験活動
6月	52	3	12	3	14		13	わくわく体験活動
7月	52		14		17		22	わくわく体験活動
8月	56		16		5		54	
9月	52		7		16		9	わくわく体験活動
10月	52		24		22		22	わくわく体験活動
11月	54		12		16		11	
12月	48	3	2	3	8	2	18	
1月	52		2		4		16	
2月	48	3	2	3	3		9	
3月	54	2	3	1	6	1	24	
小計	624	14	96	13	137	3	209	コマ数総計
合計		110		150		212		1,872
稼働率		2.2%	15.4%	2.1%	22.0%	0.5%	33.5%	全体稼働率
		17.6%		24.0%		34.0%		25.2%

※利用回数は、半日を1コマとする。(1コマ=貸出の最小単位)

7. 主要事業の実績

(1) 視聴覚教育センター

[利用状況]

区 分	平成29年度	平成30年度	比 較
開 館 日 数	311 日	312 日	0.3% %
入 館 者 数	延 82,180 人	延 85,894 人	4.5 %

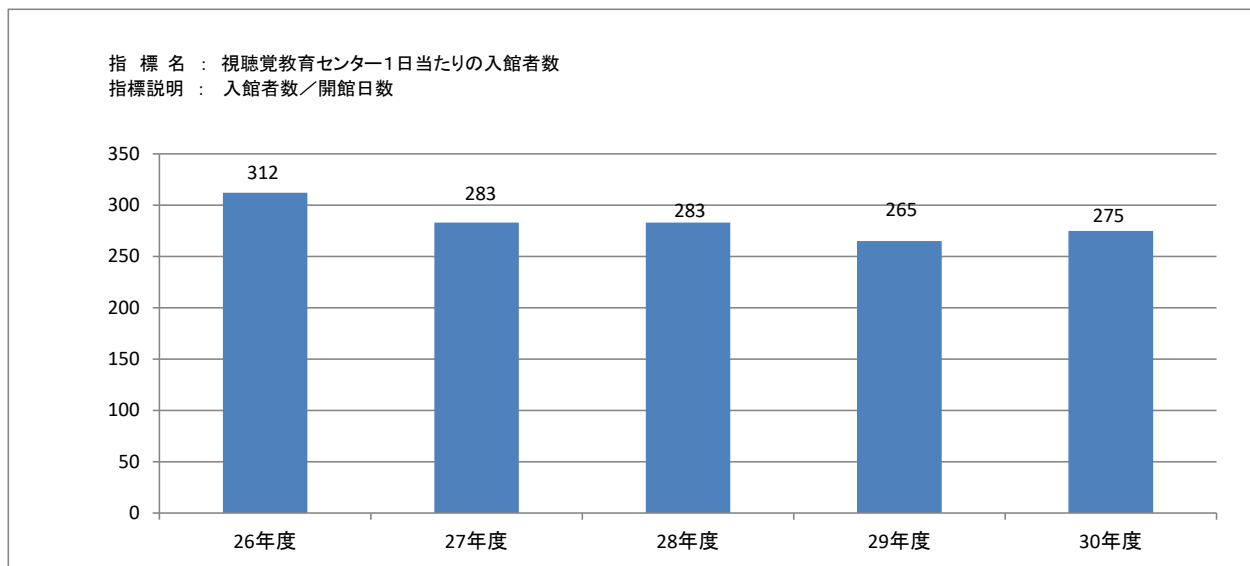
[施設整備]

内 容	平成29年度	平成30年度
	施設内照明器具のLED化 駐車場歩道の整備等	光電式スポット型感知器の取り換え プラネタリウムUPS修繕等

[各種活動] 詳細はP24

区 分	平成29年度		平成30年度	
わくわく体験活動（小学校4年生）	5月～10月	参加人員 3,648 人	5月～11月	参加人員 3,348 人
プラネタリウム投映	665回	観覧者数 21,768	674回	観覧者数 25,611
学 習 教 室	5月～3月(62回)	参加人員 1,928	4月～3月(58回)	参加人員 1,736
星 空 観 望 会	7月～3月(7)	” 801	5月～3月(7)	” 900
展 示 会	7月～9月	入場者数 20,528	6月～12月	入場者数 52,170

[指 標]



(2) 地下資源館

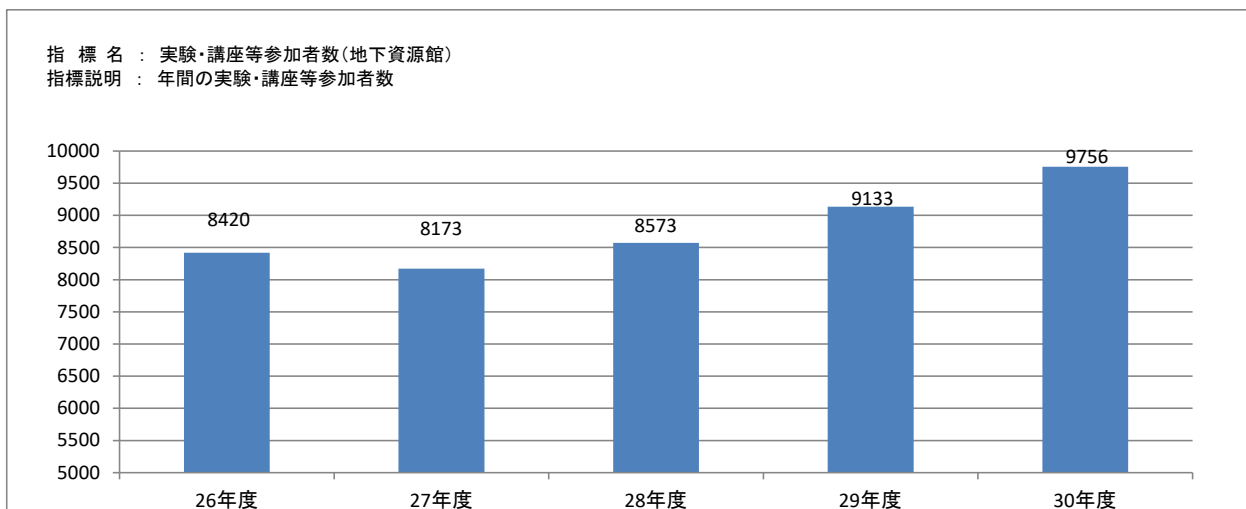
[施設整備]

内 容	平成29年度	平成30年度
	冷房設備用冷却水ポンプ取替	

[各種活動] 詳細はP25

区 分	平成29年度	平成30年度
学 習 教 室	4月～3月 (285回) 参加人員 9,133 人	4月～3月 (279回) 参加人員 9,756 人
資 源 を く ら し に 生 か す 創 意 工 夫 展	10.14～11.12 (26日間) 展示点数 751点 入場者数10,755人	10.13～11.11 (26日間) 展示点数 761点 入場者数12,682人
企 画 展	—	3月 入場者数 4,915

[指 標]



Ⅱ 事業概要

1. わくわく体験活動

(1) 概 要

わくわく体験活動は、学校では実現しにくい学習環境を提供している。体験的・発見的な活動を通して理科や社会科の学習意欲を高める目的で、豊橋市内の小学4年生（52校）を対象としている。各学校の希望により、活動の場所が選択されており、当施設がその中心となっている。

視聴覚教育センターでは、微生物の顕微鏡観察、プラネタリウム学習番組の観覧、科学展示物等の学習を実施し、地下資源館では、展示物の見学を行っている。

(2) 実施期間と参加者数

実施期間	参加校	人数
5月～10月	51校	3,648人

(3) 学習内容

①プラネタリウム学習（40分）

	スタジオ444～空のフシギをさぐれ！～
ねらい	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位・東西南北の確認をする。 2 月の動きを観察し、形が変わっても月の動きは変わらないことを知る。 3 星の色や明るさに違いがあることを知る。 4 星は時間とともに東から昇って南の高いところを通り西の空に沈んでいくが、星の並び方は変わらないことを知る。 5 春・夏・秋・冬の主な星や星座について知る。

②実験学習（85分）

	一滴に広がる世界
ねらい	<ol style="list-style-type: none"> 1 ミクロの生物を観察する楽しさを味わい、小さな生き物の生きる姿のすばらしさやたくましさにふれさせる。 2 自分でプレパラートを作り顕微鏡で観察する活動を通して、顕微鏡の扱い方に慣れさせる。
学習の流れ	<ol style="list-style-type: none"> 1 豊橋市内の田や池、川にすむ生き物の様子を見る。 2 「魚は何を食べているのか」を友達と一っしょに考え、池や川の中に小さな生き物がいることに気づく。 3 ミジンコ標本を顕微鏡で観察しながら、顕微鏡の使い方を練習する。 4 2種類の微生物（ボルボックスとブレファリスマ）を顕微鏡で観察する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) プレパラートを作る。 (2) 顕微鏡で観察する。 (3) 気づいたことを記録する。 <p>休 憩 （10分）</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 池にすむいろいろな微生物の映像をみる。 6 池にすむ微生物を顕微鏡で観察する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) プレパラートを作る。 (2) 顕微鏡で観察する。 (3) 気づいたことを記録する。 7 すべての生き物が関わり合って生きていることを知り、学習のまとめをする。 8 あとかたづけをする。（10分）

2. 資源をくらしに生かす創意工夫展（第35回）

【内 容】身の回りにある資源（生活廃材等）を利用して、暮らしに役立つ作品・発想や科学を楽しむ作品を募集し地下資源館に展示している。

平成30年度は小学生から一般までの作品761点の応募があった。

【開催期間】平成30年10月13日（土）～平成30年11月11日（日） [26日間]

【会 場】地下資源館1階、地下1階（観覧無料）

【表彰式】平成30年10月13日（土） 午前10時（視聴覚教育センター 講堂）

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
応募点数	2,514点	3,285点	4,391点	751点	761点
展示点数	800点	847点	783点	751点	761点
特別賞	ウィンドサイ エンス賞	光サイエンス 賞	重カサイエン ス賞	まわるサイエ ンス賞	ゆらゆらサイ エンス賞
備考	展示点数各校 児童数の5% に変更			参加賞廃止 応募点数＝展 示点数に	



最優秀賞



530優秀賞



3. 企画展「電気のおもしろ」

○開催期間：平成31年3月16日（土）～平成31年3月31日（日） [14日間]

※令和元年9月1日まで開催予定

○会場：地下資源館1階、視聴覚教育センター1階（観覧無料）

○内容：地下資源館1階展示室をリニューアルし、「電気のおもしろ」をさぐる50種類以上の実験装置を配置した。主なテーマは「静電気の発見」「電池の発明」「電気をつくる」姿を変える電気エネルギー」「情報をつたえる電気」など。装置を操作することで、科学の原理を楽しみながら体験し、自然科学への興味関心を高めた。

○イベント：サイエンス講演会「電気のおもしろ、べんりとふべん」、実権ショー「静電気」開催

○期間中入館者数：4,915人



企画展会場（一部）



サイエンス講座 講師：豊橋技術科学大学教授 滝川浩史氏

実験装置のいろいろ



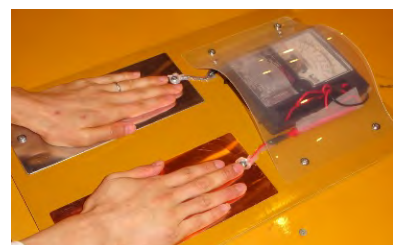
ガルバーニ実験



電気クラゲ実験



風車発電比較実験



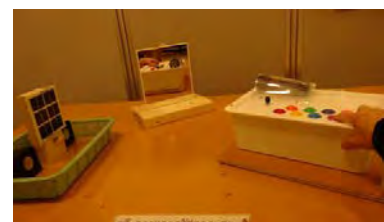
人間電池実験



静電気缶ベル実験



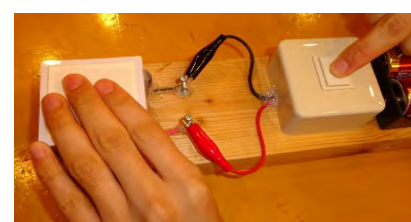
LEDで発電実験



光無線通信実験



燃料電池実験



ペルチェ素子で急冷実験

4. サイエンス講座

名古屋大学や豊橋技術科学大学等と連携して講師を招き、理工系の最先端科学技術を紹介するサイエンス講座を開催した。

年度	大学	講座名	開催日	受講者
29	豊橋科学技術大学	人間VSロボット バドミントン対決	6月18日	130人
	豊橋科学技術大学	波動の力で動く未来の車	3月18日	26人
	名古屋大学	尿を使ったがん診断	10月1日	50人
	名古屋大学	重力波で見る宇宙	10月15日	120人
	名古屋大学	宇宙線で挑むピラミッドの謎	11月5日	100人
30	豊橋科学技術大学	A Rのふしぎ	9月9日	32人
	豊橋科学技術大学	脳波と視線で遊ぼう	3月10日	40人
	豊橋科学技術大学	電気のふしぎ べんりとふべん	3月24日	40人
	名古屋大学	瞬くオーロラと宇宙のさえずり	11月11日	30人
	名古屋大学	過冷却液体の不思議	11月23日	50人
	名古屋大学	航空機を用いた台風の観測	12月2日	40人

5. 視聴覚教育センター事業一覧

名称	内容	期間
【わくわく体験活動】 市内小学校4年生(実験学習, プラネタリウム学習)	参加者数 (49校) 3,348人	5/25~11/1
【プラネタリウム投映】	観覧者数 25,611人	
【学習教室】	参加者数 (58回) 1,736人	
ゆめたまご科学講座		
・電気工作クラブ	参加者数 (26回) 288人	5/26~11/11
・科学実験クラブ	参加者数 (8回) 158人	6/23~8/4
・プログラミングの世界をのぞいてみよう	参加者数 (1回) 20人	7/15
I C T 講座		
・パイソンでプログラミング入門	参加者数 (1回) 25人	8/14
ワークショップ		
・科学とアートの積み木あそび	参加者数 (2回) 270人	5/3・9/24
・天体望遠鏡をつくろう	参加者数 (2回) 70人	7/22
・風船でクリスマスツリー	参加者数 (1回) 16人	12/22
大実験ショー		
・空気のふしぎをさぐる	参加者数 (4回) 440人	7/22・8/5
その他		
・HAYABUSA2講演会	参加者数 (1回) 17人	9/2
学芸員におまかせ投映	参加者数 (12回) 432人	4/15~3/17
【星空観望会】		
四季おりおりの星々を観望	参加者数 (7回) 900人	5/19~3/9
【展示会】		
はやぶさ2パネル展	会期中の入場者数 52,170人	6/17~12/4
子どものための科学展(会場協力)	会期中の入場者数 6,802人	10/20・10/21
小柴記念賞作品展(会場協力)	会期中の入場者数 13,007人	10/20~11/18
どんぐりときのこまつり(会場協力)	会期中の入場者数 100人	10/28
給食に関するポスター展(会場協力)	会期中の入館者数 1,501人	1/23~2/3

6. 地下資源館事業一覧

名 称	内 容	期 間
【学習教室】	参加者数 (279回)	9,756人
ワークショップ		
・ふしぎな形のコマ	参加者数 (6回)	138人 4/1~4/21
・虹色万華鏡	参加者数 (13回)	191人 4/28~8/22
・科学マジック	参加者数 (19回)	282人 6/2~3/31
・ヒコーキ大研究	参加者数 (1回)	8人 6/30
・レモン・備長炭電池実験	参加者数 (1回)	20人 7/14
・夏休み自由研究相談	参加者数 (2回)	40人 7/16・29
・浮沈子	参加者数 (10回)	305人 7/7~8/17
・わんがけで宝石をさがそう	参加者数 (3回)	840人 8/1~8/3
・スカイスクリュー	参加者数 (17回)	237人 8/4~8/25
・エコ糸でんわ	参加者数 (9回)	111人 9/1~9/24
・リユースで楽しいおもちゃ	参加者数 (6回)	84人 10/6~10/27
・ゴムの力でとぶ飛行機	参加者数 (10回)	137人 11/3~11/25
・LED工作	参加者数 (1回)	12人 11/24
・風船ヘリコプター	参加者数 (9回)	106人 12/1~12/24
・スペースシャトル	参加者数 (8回)	233人 1/5~1/26
・空気砲	参加者数 (8回)	116人 2/2~2/23
・ソーラーカーレース	参加者数 (2回)	40人 3/23・3/24
ワークショップ (サイエンス・ボランティア)		
・おもしろサイエンスの日	参加者数 (11回)	1,305人 4/22~3/17
・バルーンアートの達人	参加者数 (20回)	116人 4/21~3/9
・マグネシウム電池カー	参加者数 (1回)	17人 6/16
・サッカーロボット工作	参加者数 (2回)	35人 8/5・8/19
・ソーラー工作 スペースロボ7	参加者数 (1回)	30人 8/25
・虫型ロボット工作	参加者数 (2回)	13人 9/15・10/13
・リユースで楽しいおもちゃ	参加者数 (3回)	95人 10/6~10/27
実験ショー		
・無重力のふしぎ	参加者数 (8回)	236人 4/1~4/21
・目のさっかく	参加者数 (23回)	823人 4/28~3/6
・空気のふしぎ	参加者数 (18回)	1,383人 7/7~8/25
・マイナス196度の世界	参加者数 (14回)	736人 9/1~10/27
・重心のひみつ	参加者数 (14回)	393人 11/3~12/24
・静電気のひみつ	参加者数 (16回)	561人 1/5~3/23
・ふりこのひみつ	参加者数 (6回)	190人 3/2~3/23
名古屋大学出前授業		
・瞬くオーロラと宇宙のさえざり	参加者数 (1回)	30人 11/11

名 称	内 容	期 間
・ 過冷却液体の不思議	参加者数 (1回)	50人 11/23
・ 航空機を用いた台風の観測	参加者数 (1回)	40人 12/2
豊橋技術科学大学出前授業		
・ A Rのふしぎ	参加者数 (1回)	32人 9/9
・ 脳波と視線で遊ぼう	参加者数 (1回)	40人 3/10
・ 電気のふしぎ べんりとふべん	参加者数 (1回)	40人 3/24
出前事業		
・ 市内小中学校ほか (4校、5団体)	参加者数 (9回)	691人 7/25~11/25
【その他】		
・ 謎解きフタガワCODE	参加者数	1,906人 11/3~3/17
【実験機材貸出】		
・ 市内小中高等学校ほか	貸出回数 (10校、1団体)	12回 5/19~1/20
【展示会等】		
電気のふしぎ	会期中の入場者数	4,915人 3/16~3/31
第35回資源をくらしに生かす創意工夫展	会期中の入館者数 展示点数	12,682人 761点 10/13~11/11

豊橋市視聴覚教育センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、豊橋市視聴覚教育センター（以下「センター」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市における教育の充実、振興を図るため、センターを次の場所に置く。

豊橋市大岩町字火打坂19番地の16

(事業)

第3条 センターは、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 視聴覚教育に関する資料の収集、作成及び配布に関すること。
- (2) 学校、社会教育団体等に対する視聴覚機材及び教材の供給に関すること。
- (3) 視聴覚機材及び教材の利用に関する指導及び研修に関すること。
- (4) 児童及び生徒の学習のためセンターの施設を使用させること。
- (5) 教職員の研究及び研修のためセンターの施設を使用させること。
- (6) 前3号の事業に支障を及ぼさない範囲内においてセンターの施設を一般の利用に供すること。
- (7) その他教育委員会が必要と認める事業

(職員)

第4条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

(使用の承認)

第5条 センターを使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用料の納付)

第6条 前条の規定によって使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が第3条第6号の規定により、センターの施設を使用しようとするときは、その際別表第1及び別表第2に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを減免することができる。

(使用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合には、センターの使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 営利又は商業宣伝を目的とした使用であると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他教育委員会が必要と認めるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、個人でプラネタリウムを観覧しようとする場合は、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認められた場合には、センターの使用の承認を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 公益上又は管理上特に必要があると認めるとき。

(使用料の還付)

第10条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 教育委員会が管理上の都合によって使用の停止を命じたとき。
- (2) 使用者の責に帰することができない事由により使用できなくなったとき。
- (3) 使用者が使用前において使用の取消しを申し出て、教育委員会がこれを認めるとき。

(特別の設備)

第11条 使用者は、センターに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復)

第12条 使用者は、センターの使用を終わったとき又は第9条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、センターの施設、設備を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例の施行期日は、教育委員会規則で定める。

附 則（昭和57年3月31日条例第13号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月31日条例第6号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日条例第13号）

1 この条例は、平成4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前にこの条例による改正前の豊橋市視聴覚教育センター条例の規定により施行日以後の使用について許可を受け、又は申請をした者の当該使用に係る使用料の額については、この条例による改正後の豊橋市視聴覚教育センター条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月31日条例第2号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成9年4月1日から施行する。（後略）

（公の施設の使用等に係る経過措置）

第2条 平成9年4月1日（以下「施行日」という。）前にこの条例（中略）による改正前の各条例の規定により施行日以後の使用等について許可を受け、又は申請をした者の当該使用等に係る使用料の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日条例第12号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

附 則（平成25年12月12日条例第34号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

（公の施設の使用等に係る経過措置）

第2条 平成26年4月1日（以下「施行日」という。）前にこの条例（第1条、第2条（別表第3（4）有料公園施設を利用する場合駐車場の部の改正を除く。）、第6条から第8条まで、第10条、第14条から第25条まで、第27条（別表第1の改正を除く。）、第29条、第30条、第32条から第40条まで、第42条から第45条まで及び第50条から第56条までの規定に限る。以下同じ。）による改正前の各条例の規定により施行日以後の使用等について使用料等を領収した場合における当該使用料等の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月28日条例第8号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年6月1日から施行する。（後略）

（公の施設の使用等に係る経過措置）

第2条 この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以前にこの条例（第4条、第5条、第7条、第8条、第10条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第21条、第23条及び第27条から第29条までの規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の各条例の規定により平成30年6月1日以後の使用等について許可等を受け、又は申請をした者の当該使用等に係る使用料等の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 （略）

附 則（平成31年3月27日条例第14号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第15条中豊橋市視聴覚教育センター条例第3条及び第6条の改正並びに別表第3を削る改正、第29条、第46条、第49条並びに第55条の規定は平成31年4月1日から、第16条の規定は同年4月7日から、第53条中豊橋市自転車等駐車施設条例別表第3（3）二川駅南口自転車等駐車場（西エリア（自動車））の改正は同年6月1日から、第48条の規定は平成32年4月1日から施行する。

(公の施設の使用等に係る経過措置)

第2条 平成31年10月1日(以下「施行日」という。)前にこの条例(第1条、第2条、第4条から第7条まで、第9条から第14条まで、第15条(第3条及び第6条の改正並びに別表第3を削る改正を除く。)、第17条から第28条まで、第31条から第39条まで、第41条から第45条まで、第47条、第51条、第52条、第54条及び第57条の規定に限る。以下同じ。)による改正前の各条例の規定により施行日以後の使用等について使用料等を領収等した場合における当該使用料等の額については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第6条関係)

区分	時間	午前	午後	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午前9時から 午後4時まで
第一研修室		5,900円	5,900円	11,800円
第二研修室		2,940円	2,940円	5,880円
第三研修室		1,980円	1,980円	3,960円

※平成31年(令和元年)10月1日より

別表第1(第6条関係)

区分	時間	午前	午後	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午前9時から 午後4時まで
第一研修室		5,800円	5,800円	11,600円
第二研修室		2,890円	2,890円	5,780円
第三研修室		1,950円	1,950円	3,900円

※平成31年(令和元年)9月30日まで

別表第2(第6条関係)

区分	プラネタリウム観覧料 (1人1回)		備考
	個人利用	団体利用 (30人以上)	
大人	300円	240円	個人利用において学齢に達しない者は、保護者1人につき1人に限り無料とする。
小人 (中学生以下)	100円	80円	

豊橋市視聴覚教育センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市視聴覚教育センター条例（昭和49年豊橋市条例第16号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 豊橋市視聴覚教育センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(使用承認申請手続き)

第4条 条例第5条の規定により、センターの使用承認を受けようとする者は、使用承認申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、個人でプラネタリウムを観覧しようとするときは、この限りでない。

2 前項の使用承認申請書は、使用期日30日以前のもの又は使用が引続き7日を超えるときは、これを受理しない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用承認書の交付等)

第5条 教育委員会は、前条第1項本文の規定による申請を承認したときは、使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

2 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）がセンターを使用しようとするときは、第7条の規定による場合を除き使用承認書を市係員に提示してその指示を受けなければならない。

(プラネタリウムの観覧券の交付)

第6条 条例第3条第6号の規定により、プラネタリウムを観覧しようとする者は、使用料を納付して、観覧券（様式第3号）の交付を受けなければならない。

(プラネタリウムの観覧)

第7条 前条の規定により、観覧券の交付を受けた使用者が、プラネタリウムを観覧しようとするときは、観覧券を市係員に提出し、その指示を受けなければならない。

(優待券等の発行)

第8条 教育委員会が特に必要があると認めるときは、優待券又は招待券を発行することができる。

(使用料の減免)

第9条 条例第6条ただし書の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 免除

ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びこれらの者の引率者がプラネタリウムを観覧するとき。

イ 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡設楽町、同郡東栄町及び同郡豊根村（以下「東三河地域」という。）の小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の教育活動の一環として児童又は生徒及びこれらの者の引率者がプラネタリウムを観覧するとき。

ウ 東三河広域連合の交付するほの国こどもパスポートの所持者がプラネタリウムを観覧するとき。

エ 東三河地域に居住し、又は通園している学齢に達していない者のうち、保護者1人につき2人目以降の者がプラネタリウムを観覧するとき。

(2) 免除又は減額

ア 観覧しようとする日の属する年の12月31日までに70歳以上となる者（市内に住所を有する者に限る。）がプラネタリウムを観覧するとき。

イ 市長が特別の事情があると認めるとき。

2 前項第1号イ及び第2号イの規定により使用料の免除又は減額を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 第1項第1号（イを除く。）及び第2号アの規定により使用料の免除又は減額を受けようとする者は、その事由に該当することを係員に示さなければならない。

（使用の取消し手続き）

第10条 使用者は、使用の取消しを受けようとするときは、使用取消願（様式第5号）に使用承認書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（秩序の保持等）

第11条 使用者は、市係員がセンター内外の秩序を保つため必要があると認めるときは、整理人を置かなければならない。

2 使用者は、市係員の入場を拒むことができない。

（使用後の点検）

第12条 使用者は、条例第12条の規定により原状に回復したときは、市係員の点検を受けなければならない。

（遵守事項）

第13条 センターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設、設備及び機材、教材を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 建物又は敷地内において喫煙すること。
- (3) 所定の場所以外において火気を使用すること。
- (4) 許可なく飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。
- (5) 植物を傷つけ、伐採し、又は採取すること。
- (6) その他教育委員会が管理上必要と認めた事項

（委任）

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月31日教委規則第6号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月31日教委規則第5号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成10年2月12日教委規則第1号）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

3 この規則の施行の際、現にこの規則の施行の日以後の各施設の使用について承認されている日が改正後の各規則に規定する休館日に当たるときは、改正後の各規則の規定にかかわらず、当該日は当該施設の休館日としない。

附 則（平成11年3月31日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日教委規則第7号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年8月30日教委規則第5号）

この規則は、平成14年9月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日教委規則第6号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年7月23日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年11月25日教委規則第8号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成23年11月1日教委規則第7号）

この規則は、平成23年11月5日から施行する。

附 則（平成25年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日教委規則第10号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日教委規則第7号）
この規則は、平成30年6月1日から施行する。
附 則（平成31年3月28日教委規則第3号）
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

豊橋市地下資源館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、豊橋市地下資源館（以下「地下資源館」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地下資源、エネルギー等に関する資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、又は展示して一般公衆の利用に供し、併せて博物館資料に関する調査研究を行い、市民の文化の向上に資するため、地下資源館を次の場所に置く。

豊橋市大岩町字火打坂19番地の16

(事業)

第3条 地下資源館は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 博物館資料に関する調査研究を行うこと。
- (3) 博物館資料に関する案内書、解説書、調査研究の報告書等を作成し、頒布すること。
- (4) 博物館資料に関する講演会、研究会、講習会等を開催すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事業を行うこと。

(観覧等)

第4条 地下資源館の観覧は、無料とする。ただし、特別な企画に基づき博物館資料を展示する場合は、別表に定める額の範囲内において市長が定める使用料を納付しなければならない。

2 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第5条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合には、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 入館者に迷惑をかけ、又は地下資源館の施設、設備、博物館資料等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。

(損害賠償)

第7条 入館者は、地下資源館の施設、設備、博物館資料等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、教育委員会規則で定める。

(公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例の一部改正)

2 公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例（昭和39年豊橋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(10) 地下資源館

(豊橋市都市公園条例の一部改正)

3 豊橋市都市公園条例（昭和32年豊橋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条の2中「、視聴覚教育センター」の次に「、地下資源館」を加える。

別表第1岩屋緑地の項中「視聴覚教育センター」の次に「、地下資源館」を加える。

附 則（昭和57年3月31日条例第14号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日条例第14号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月11日条例第49号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。（後略）

別表（第4条関係）

区分	1人1回につき	
	個人	団体（20人以上）
児童・生徒	400円	300円
一般	1,000円	800円

備考

- 1 児童・生徒とは、小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずる学校に在学する児童又は生徒をいう。
- 2 一般とは、児童・生徒以外の者をいう。ただし、学齢に達しない者を除く。

豊橋市地下資源館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市地下資源館条例（昭和55年豊橋市条例第41号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、豊橋市地下資源館（以下「地下資源館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 地下資源館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 地下資源館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(観覧券の交付)

第4条 条例第4条第1項の規定により、特別な企画に基づく展示会（以下「特別展」という。）を観覧しようとする者は、使用料の納付と引き換えに教育委員会がその都度定める様式による観覧券の交付を受けなければならない。

(優待券等の発行)

第5条 教育委員会が特に必要があると認めるときは、特別展の優待券又は招待券を発行することができる。

(使用料の減免)

第6条 条例第4条第2項の規定により、使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 教育課程に基づく学習活動として児童、生徒及びこれらの引率者が観覧するとき。

(2) その他市長が特別の事由があると認めるとき。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 条例第5条ただし書の規定により既納の使用料の全部又は一部を還付することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 観覧しようとする者の責めに帰することのできない事由で観覧することができなくなったとき。

(2) その他市長が特別の事由があると認めるとき。

(博物館資料の館外貸出)

第8条 博物館資料は、館外貸し出しを行わないものとする。ただし、博物館、図書館、学校、その他教育委員会が適当と認められたものについては、この限りでない。

2 前項の館外貸し出しを受けようとするものは、資料館外貸出申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

(博物館資料の寄託)

第9条 地下資源館は、博物館資料の寄託を受けることができる。

博物館資料を寄託しようとする者（以下「寄託者」という。）は、資料寄託申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を承認したときは、寄託者に資料受託書（様式第4号）を交付するものとする。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和55年11月1日から施行する。

附 則（平成2年3月31日教委規則第6号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成10年2月12日教委規則第1号）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

3 この規則の施行の際、現にこの規則の施行の日以後の各施設の使用について承認されている日が改正後の各規則に規定する休館日に当たるときは、改正後の各規則の規定にかかわらず、当該日は当該施設の休館日としない。

附 則（平成19年3月30日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

豊橋市視聴覚教育センター

年報 平成30年度

豊橋市地下資源館

令和元年（2019）9月発行

編集発行

豊橋市役所教育部科学教育センター

〒441-3147

愛知県豊橋市大岩町字火打坂19-16

TEL (0532) 41-3330

FAX (0532) 65-2716